

第2章 福生市の概要と農業のあゆみ

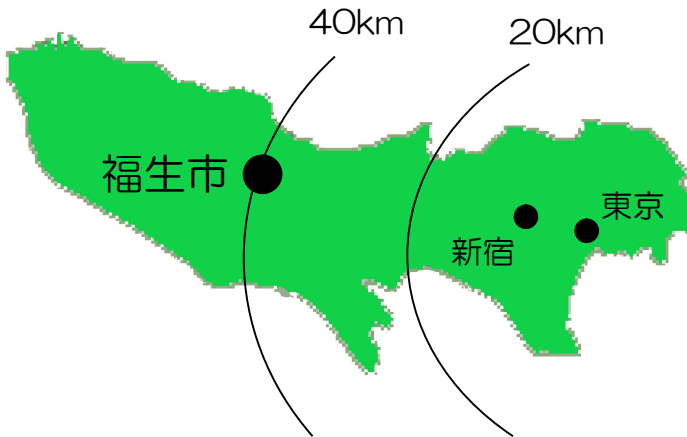
第1節 福生市の概要

1 位置

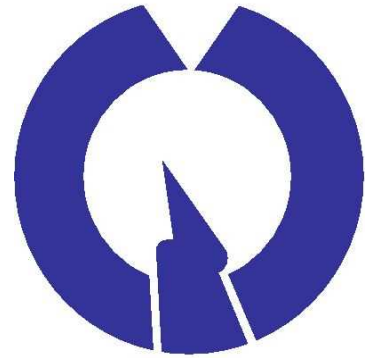
福生市は、都心から西へ約40km、武蔵野台地の西端に位置しており、市の西端を流れる多摩川の東側に東西約3.6km、南北約4.5kmにわたって広がり、面積は約10.16km²です。

JR福生駅を中心に市全域に市街地が広がり、東は立川市・昭島市・武蔵村山市、西は多摩川を隔ててあきる野市、南は八王子市、北は羽村市・瑞穂町に接しています。市の東北部には米軍横田基地があり、行政面積の32%を占めています。

<福生市の位置>



<市章>



2 地勢

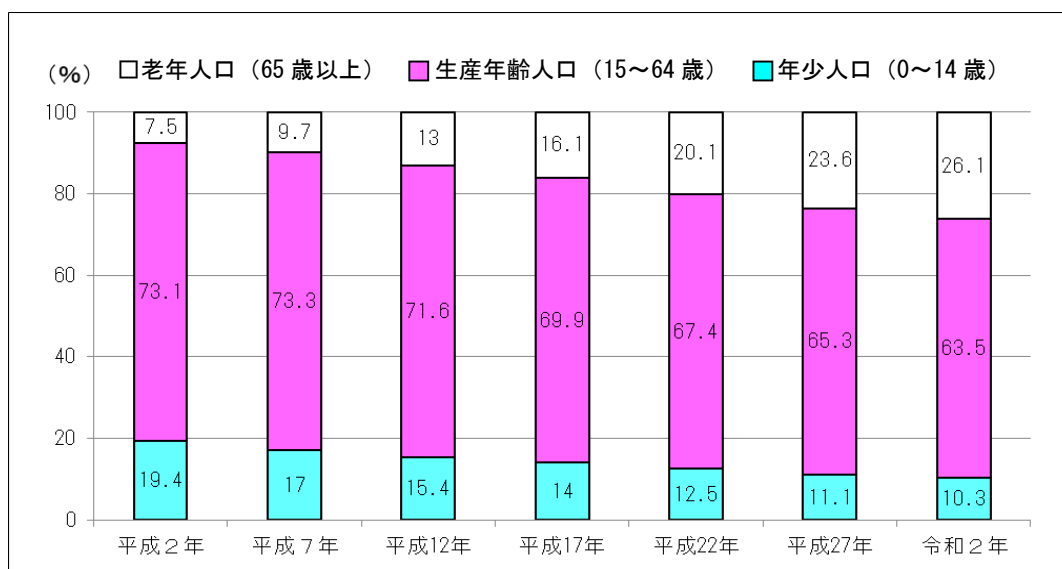
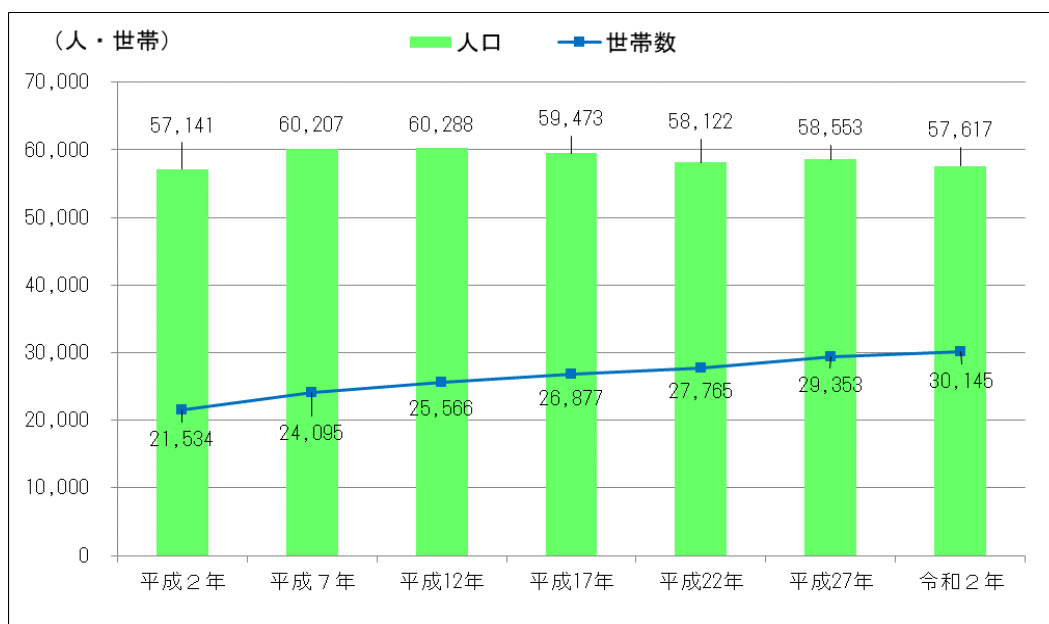
地形の特徴としては、横田基地のある市の東側から多摩川に向かって河岸段丘が緩やかに続き、市内に分布する段丘面の境には崖線いわゆる「ハケ」が連なり、その斜面には地下水が流れ、各所で湧水が見られます。また、地質は大部分が関東ローム層で、多摩川の低地は沖積土です。



3 人口・世帯数

福生市の人口は、平成14年の62,503人をピークに減少傾向となり、令和2年には57,617人となっています。世帯数は、人口の減少とは反対に増加傾向にあり、令和2年では30,145世帯となっています。

年齢別の人口については、年少人口（0～14歳）は減少傾向にあり、平成2年の11,068人（約19.4%）から、令和2年には5,941人（約10.3%）となっている一方で、老年人口（65歳以上）は平成2年の4,277人（約7.5%）から、令和2年には15,062人（約26.1%）へと増加しています。



	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
老年人口	4,277人	5,842人	7,854人	9,590人	11,696人	13,816人	15,062人
生産年齢人口	41,796人	44,123人	43,161人	41,544人	39,148人	38,238人	36,614人
年少人口	11,068人	10,242人	9,273人	8,339人	7,278人	6,499人	5,941人

第2節 福生市農業のあゆみ

1 養蚕業の盛衰

福生市の農家の歴史を遡っていくと、既に享保期（1716～35年）の福生・熊川両村の「村明細帳」には養蚕の記事が散見できます。開港後、我が国の輸出の中心は茶と生糸でしたが、明治10年（1877年）代から20年代にかけての製糸業は養蚕業と表裏一体となっており、政府の勸業政策、輸出の順調な伸びと相まって業績を伸ばしていました。

こうした背景にあって、明治6年には森田浪吉によって熊川村に森田製糸所が起業されました。多摩地域のみならず、明治10年代初頭の製糸所創立は全国的に見ても早い時期のものであり、その後も紡績工業は西多摩地域という養蚕地帯を背景に活況を呈しました。

しかし、昭和10年代以降、食料増産のための桑園整理、ナイロンの発明によって輸出が激減するなど養蚕業は衰退し、森田製糸所から片倉製糸へと経営が引き継がれ拡大を続けていた製糸工場も昭和18年には多摩航機製作所として軍需産業へと転換、地域産業としての養蚕・製糸業は姿を消しました。平成15年には最後の1戸が続けていた飼育についても、終わりを迎えました。

2 失われていった農地

昭和12年、福生・熊川両村の土地の状況は畑が58.4%、田が4.4%で圧倒的に畑が多い畑作地帯でした。太平洋戦争が終わった頃の福生市は集落も熊川の南から加美の羽村境までの奥多摩街道沿いが大部分で、青梅線の東側には原ヶ谷戸集落があるだけでした。

戦後、昭和20年代には米軍ハウスなどの住宅への転用や、昭和30年代には大規模な公共工事による農地転用が進み、昭和46年以降は相続税支払いのための売却が増え、農家が貸家業に転向していく傾向が顕著となっていきました。多摩河原の水田は田園土地区画整理事業以降の農地転用や、昭和60年代に大きく転用されたことから、田園風景は消えてしまいました。

3 減少し続ける農家人口

昭和25年、農家総数は669戸、専業農家は122戸を数えました。産業別に見ても15歳以上の就業人口総数のうち農業は全体の15%であり、農業人口は少ないとはいえ、まだかなりの割合を占めていました。その後は年とともに割合は減少し、昭和30年代には全体の約10%となり、さらに35年には5%、昭和40年代には3%、昭和50年代には0.8%と激減し、昭和60年代には0.5%と全就業人口に占める農業人口は微々たるものになってしまいました。

4 都市化とともに姿を消した畜産

乳牛は、昭和4年、14戸の農家が主に多摩河原で80頭を放牧していましたが、平成2年には皆無となりました。

養豚は、昭和40年代後半には25戸の農家が飼育をしていましたが、福生と殺場が約一世紀間の役割を終えると、飼育農家も次第に減少し、平成11年には皆無となりました。

養鶏は、昭和44年には10戸の農家が合わせて約4,000羽の飼育をしていたものの、昭和40年代後半以降激減し、昭和63年には皆無となりました。

(以上福生市史より要約)

5 農地に関わる制度の経過

福生市は、都市計画法の改正による用途地域の導入により、昭和45年12月に河川区域、横田基地及び基地滑走路付近の一部が調整区域に指定されたほかは、全域が市街化区域に指定されました。

税制面においては、固定資産税について市街化区域内の農地の宅地並課税が昭和48年度から実施されることになりました。

その後、昭和57年、10年間農業経営を続けることを条件とする長期営農継続農地制度が発足し、農地並課税になりました。平成4年度から、長期営農継続農地制度が廃止され、新たに30年間営農という生産緑地法上の生産緑地制度へと移行しました。

生産緑地制度が始まった当時の福生市の農地面積は、約42.3ha、(平成4年度固定資産概要調査調べ)であり、そのうちの約6.6haが生産緑地の指定を受けました。その後、指定の解除や平成5年度、平成23年度及び平成30年度生産緑地の追加指定を経て、現在では約6.58haの農地が市内の生産緑地として指定されています。

平成11年には「食料・農業・農村基本計画」が策定され、食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮、農業の持続的発展、農村の振興の4つの基本理念の下に、都市農業の振興の必要性が位置づけられました。

平成27年には、都市農業の安定的な継続を図るとともに、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的とし、「都市農業振興基本法」が制定され、翌年の平成28年には「都市農業振興基本計画」が策定され、都市農地は「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」へと位置づけられました。これを受け、東京都では将来を見据えた実効性のある農業振興施策を展開するため、平成29年に「東京農業振興プラン-次代に向けた新たなステップ-」として新たに策定しました。

生産緑地制度関連については、平成29年に「改正生産緑地法」が施行されました。この改正によって、下限面積要件の緩和(条例により300㎡まで引き下げることが可能)され、特定生産緑地制度が創設されました。これを受けて、福生市においても、平成30年3月に生産緑地の下限面積を500㎡から300㎡へと引き下げました。また、平成30年4月に「特定生産緑地制度」が施行され、生産緑地所有者に対して制度内容の周知や申請手続きを進めています。また、平成30年9月には「都市農地貸借円滑化法」が施行され、これまで困難であった生産緑地の貸借が可能となりました。